

資料 2 決算書の説明

平成 22 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

平成 22 年度の医療費の動向及び決算概要について、ご説明申し上げます。

まず、医療費の動向といたしまして、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費が、前年度と比べて約 3% 増加しております。

これは、高齢化の進展と医療技術の高度化、並びに受診率の上昇等が医療費の伸びに影響しているものと分析しております。

医療費の増加抑制のため、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保の法律」により全保険者に義務付けられた「特定健診・特定保健指導」を実施し、40 歳以上の方の生活習慣病予防に努めております。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、費用負担抑制に繋げる目的で、「ジェネリック医薬品希望カード」付きの啓発リーフレットを被保険者に配布しております。

次に、決算概要でございますが、21 年度と比較し、歳入面で、国庫支出金、共同事業交付金がそれぞれ約 2 億 7,700 万円、6,760 万円の減となっておりますが、前期高齢者交付金が約 3 億 1,580 万円の増、繰越金が約 1 億 5,820 万円の増などにより、全体で約 1 億 2,210 万円の増となっております。

歳出面では、保険給付費が約 5,500 万円の増、一般会計繰出金が約 1 億 7,200 万円の増などにより、全体で約 2 億 1,220 万円の増となっております。

22 年度は、20 年度から 21 年度にかけて高額療養費を中心に大幅に増加した医療費の動向を踏まえ、支出の急増を見通しておりましたが、幸いこれを下回ったことなどにより、財政悪化に一定の歯止めがかかった状況です。

結果としまして、歳入総額 32 億 5,856 万 7,297 円に対し、歳出総額は 30 億 8,847 万 3,625 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた収支差引額は 1 億 7,009 万 3,672 円となり、この額を 23 年度に繰越します。

また、22 年度において財政調整基金から生じた利子 123,449 円と任意積立 3,641 万 9,551 円の計 3,654 万 3,000 円を基金に積立て、22 年度末の国保財政調整基金残高は 7,651 万 7,239 円となっております。

引き続いて、決算書の説明を申し上げます。

21. 22 ページの歳出から説明いたします。

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費は、国保事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。

前年度に比べて約 250 万円増加しておりますが、主な要因は、会社都合等により失業して国保に加入した「非自発的失業者」に対して保険税の減免措置を行うためのシステム改修委託料 157 万 5 千円によるものであります。当該委託料は、全額国庫補助されております。

また、目 2 連合会負担金につきまして、全国の国保連合会が、新共同電算システムの「国保総合システム」に移行するための経費として、保険者の規模に応じた負担金 153 万 3 千円を支出しております。当該負担金につきましても全額国庫補助されております。

23. 24 ページをお願いいたします。

項 2 徴税费 目 1 賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。支出済額は 311 万 4,667 円であり、昨年度より約 12 万円減少しております。

款 2 保険給付費につきましては、目 1 一般被保険者療養給付費は 16 億 3,079 万 9,400 円で、前年度より保険者負担分は 5,629 万 2,420 円増加しております。

入院においては、件数・日数は若干の減となっているものの、費用額は増となっています。高度医療化により 1 件当たりのレセプトの点数が伸びているものと考えています。入院外、歯科、調剤、訪問看護においては、件数・日数・費用額とも前年度より増加となっております。

目 2 退職被保険者等療養給付費は、1 億 8,429 万 2,222 円で、前年度より保険者負担分は 244 万 3,921 円減少しております。

入院外の費用額、調剤の件数・費用額は増加しておりますが、その他の件数、日数、費用額とも減少しております。

一般被保険者、退職被保険者等を合わせた療養給付費全体では、本年度は 18 億 1,509 万 1,622 円で、前年度より 5,384 万 8,499 円増加しております。

25. 26 ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費 目 1 一般被保険者高額療養費は、1 億 7,403 万 2,490 円で、

前年度より件数では72件の増となっていますが、保険者負担分では153万9,659円の減となっております。

目2 退職被保険者等高額療養費は、2,255万4,434円で、前年度より件数で11件の増、保険者負担分で103万1,077円の増となっております。

項4 出産育児諸費 目1 出産育児一時金の件数は、前年度と同じ44件となっています。21年10月より1件あたりの支給額が引き上げられましたので、金額は前年度に比べて105万円増加しております。

27.28 ページをお願いいたします。

項5 葬祭諸費 目1 葬祭費の件数は、前年度比較で7件増の49件となっています。

款2 保険給付費全体としまして、前年度より約5,500万円の増となっていますが、この要因としまして、一人当たり年間受診件数が14.58回に増えたことによる受診率の上昇や、0.19%の診療報酬の改定、そして医療技術の高度化が影響しているものと分析しております。

款3 後期高齢者支援金等 目1 後期高齢者支援金につきましては、全ての75歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、2億5,850万1,910円支出しております。前年度より9,555万7,639円の減となっています。

この支援金は、概算医療費を基に仮計算され、確定医療費で2年後に精算される仕組みとなっております。

制度が始まった20年度の支援金が約3億9,000万円であったのに対し、確定した金額は約2億9,000万円で、当時1億円多く支出したことになります。これは、大幅な制度改正の中で国から示された積算と実績に差異があったことによるもので、差額の約1億円が22年度分の交付金約3億6,000万円から控除されたことで、大幅な減となっております。

款4 前期高齢者納付金等 目1 前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金等と同様に、全ての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度であり、退職者が大量に加入する国保に比べ、現役世代の加入が多い社会保険側の納付額が大きいことから、国保の負担は少なくなります。22年度は44万3,848円支出しております。

29.30 ページをお願いいたします。

款 5 老人保健拠出金につきましては、医療費拠出金は平成 21 年度で終了したため、前年度より 839 万 9,801 円減少しております。事務費拠出金は国、支払基金からの通知が無い限り支出の見込みはありません。

款 6 介護納付金は、第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額 5 万 2,107 円に第 2 号被保険者数 2,939 人を乗じた概算額 1 億 5,314 万 2,473 円に前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額 1 億 3,474 万 3,454 円を納付しております。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金 4,850 万 1,199 円は、平成 18 年 10 月に創設された、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、予め全保険者で一定額を拠出し、対象医療費に応じた額が交付される高額医療費共同事業に係る拠出金であります。金額は、一般被保険者の医療費に係る拠出対象額の合計額に、前々年度及びその直前の 2 ヶ年度の基準拠出対象額を合算した額を基に算出した、県下における太子町の拠出率を乗じた額であります。高額医療費共同事業の対象医療費はレセプト 1 件 80 万円を超えるものが対象で、拠出金の額は前年度より 1,014 万 9,941 円増加しております。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費拠出金と同様に算出し、医療費按分と被保険者数按分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た額 2 億 7,072 万 2,035 円であります。拠出金の額は前年度より 2,082 万 3,336 円増加しております。保険財政共同安定化事業の対象となるものは、レセプト 1 件当たり 30 万円を超える医療費であります。

款 8 保健事業費 目 1 保健衛生普及費は、被保険者の健康増進の普及促進を図る目的で支出する経費で、医療費通知に要する経費 154 万 1,812 円を支出しております。

項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費は、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき全保険者に義務づけられた、特定健診・特定保健指導に係る経費で、1,115 万 4,503 円を支出しております。特定健診では 1,438 名の被保険者が受診され、そのうち 126 名に特定保健指導を実施しております。前年度と比較して、受診者が約 200 名増加し、受診率も 3.5%増の 25.3%となっております。

31.32 ページをお願いいたします。

款 9 基金積立金は、22 年度において財政調整基金から生じた利子 12 万 3,449 円と任意積立 3,641 万 9,551 円の計 3,654 万 3,000 円を基金に積立て、22 年度末の国保財政調整基金残高は 7,651 万 7,239 円となっております。

款 11 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 3 償還金 節 23 償還金・利子及び割引料につきましては、21 年度の医療給付費確定により、一般被保険者に係る療養給付費等国庫負担金を 2,975 万 4,451 円、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金を 1,152 万 5,618 円、また、実績により、出産育児一時金国庫補助金を 22 万円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を 4 万 2,175 円返還しております。

33.34 ページをお願いいたします。

項 2 繰出金 目 1 一般会計繰出金 1 億 7,193 万 2,000 円につきましては、制度改正の影響で平成 20 年度に生じた大幅な財源不足額を、当時、一般会計より緊急に繰り入れて補填いたしました。その原因となった平成 20 年度分の前期高齢者交付金の交付不足額及び後期高齢者支援金の支出過大額が、22 年度にそれぞれ精算されたことに伴う、相当額の一般会計への繰り戻しであります。

平成 20 年度当初予算編成時に、診療報酬支払基金より示された方法による積算額と、実際の交付額・支払額にそれぞれ大きな乖離があり、平成 20 年 9 月議会において補正して補填しました。この補填は、通常の医療費増等に伴う赤字補てんではなく、制度改正によるものであるため、22 年度に一般会計に繰り戻したものでございます。

続いて、歳入について説明いたします。

9.10 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税の総額は、7 億 5,843 万 2,293 円で、前年度と比較し 1,811 万 4,888 円の減となっています。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて、年度平均で 77 世帯、被保険者数 18 人の増にもかかわらず、一般被保険者において、昨今の不景気の影響等により課税所得が減少するなど、調定額・収入済額とも減少しております。

団塊の世代の増により、退職被保険者は、世帯、被保険者数とも増となっており、目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、前年度より 348 万 5,566 円の増となりましたが、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、被保険者の世帯、被保険者数とも増となっていますが、2,160 万 454 円の減となっております。

11.12 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金は 4 億 1,072

万 5,349 円で、前年度比で **1 億 6,878 万 1,162 円** の減となっています。医療費の増加に伴い、本来の療養給付費負担金は増加しておりますが、収入額として負担金から差し引かれる前期高齢者交付金が前年度より約 3 億 1,580 万円増加したことが影響したために、交付額は減少しております。

目 3 特定健康診査等負担金は、特定健診・特定保健指導に係る補助対象経費の 3 分の 1 相当額の 188 万 5,000 円であります。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金は、1 億 24 万 6,000 円で、前年度より 1 億 1,173 万 4,000 円の減となっています。交付率は前年同様の 9 % で、国庫の療養給付費等負担金と同様、医療費に係る本来の普通財政調整交付金は増となっていますが、収入額として差し引かれる前期高齢者交付金が前年度より増加したため、交付額は 8,318 万 5,000 円減少しております。特別調整交付金につきましては、前年度より 2,854 万 9,000 円の減となっています。21 年度は、退職者医療制度の廃止に伴う財政への影響額が多額であった市町に対し、特例でその影響額の 1/2 相当額として、約 4 千万円の交付があったことが減少の主な理由でございます。

目 2 出産育児一時金補助金 88 万円は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産に対して支給する出産育児一時金について、暫定的に現行 38 万円から 42 万円に 4 万円引き上げた額の 1/2 である 2 万円が国庫補助されるもので、44 件分となっています。

13.14 ページをお願いいたします。

目 3 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 25 万 4,000 円は、平成 23 年度の 70 歳から 74 歳までの一般の被保険者の窓口負担割合を引き続き 1 割に据え置くため、負担割合を示す「高齢受給者証」を再交付するための事務費に対する補助金であります。

款 4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して診療報酬支払基金から交付されるもので、2 億 4,002 万 1,000 円であります。前年度より 2,252 万 8,000 円増加しておりますが、退職被保険者等の保険給付費の増によるものであります。

款 5 前期高齢者交付金は、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するもので、前年度と比較し 3 億 1,586 万 9,529 円増の 8 億 7,030 万 5,822 円となっています。概算額で約 1 億 1,470 万円の増に加え、20 年度の精算分が約 2 億 117 万円追加されたためであります。

款 6 県支出金は、1 億 216 万 6,168 円で、前年度より 3,425 万 8,129 円減少しております。国庫支出金と同様、収入額として差し引かれる前期高齢者交付金の増加による影響で、普通調整交付金が 3,753 万 3000 円の大幅な減となっています。

15.16 ページをお願いいたします。

款 7 共同事業交付金 目 1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり交付基準額 80 万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

交付金は 4,234 万 9,437 円で、前年度より 3,182 万 8,698 円減少しております。対象件数は 244 件で前年度より 3 件の減であります。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト 1 件当たりの交付基準額 30 万円を超える医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

交付金は 2 億 6,678 万 71 円で、前年度より 3,578 万 7,770 円減少しております。対象件数は 1,539 件で前年度より 18 件の増であります。交付金額は県下全体の高額医療の増加により、配分額が減少しています。

款 8 広域連合支出金 92 万 6,000 円は、国保の特定健診と同時に実施した 75 歳以上の後期高齢者に係る健康診査に対する広域連合からの支出金であります。内訳としましては、22 年度健診受診者 256 名分の国庫補助金相当分 29 万 3,000 円と被保険者数及び受診実績配分による広域連合補助分 62 万 3,000 円、及び 21 年度実績に伴う追加交付 1 万円を合わせたものであります。

款 10 繰入金は、1 億 7,090 万 5,974 円で、前年度より 1,056 万 3,737 円の増となっています。主な要因は、昨今の景気低迷の影響により、保険税軽減措置による税収減に対する保険基盤安定繰入金が約 800 万円増加したためであります。また、職員給与費等繰入金として、歳出の 21 から 24 ページでご説明しました総務費の内、項 1 総務管理費 目 2 連合会負担金の支出済額と事務費国庫補助金を除いた 4,362 万 8,904 円を一般会計から繰り入れております。

17.18 ページをお願いいたします。

款 11 繰越金 目 1 療養給付費等交付金繰越金 1,152 万 5,618 円は、21 年度に交付された退職被保険者等に係る療養給付費等交付金について、医療費実績が確定した結果、超過交付となった額を 22 年度において診療報酬支払基金に返

還するための繰越金であります。

目 2 その他繰越金 2 億 4,865 万 9,665 円は、前年度繰越金の総額から療養給付費等交付金繰越金を除いた額で、前年度より 1 億 6,213 万 8,339 円増加しております。

19.20 ページをお願いいたします。

款 12 諸収入 目 4 雑入のうち、介護従事者処遇改善臨時特例交付金 117 万 8,804 円は、平成 21 年 4 月から介護保険の介護報酬が介護保険サービスの従事者の給与等の処遇を改善する目的で引き上げ改定されており、この改定に係る国保税の負担増を緩和するため、21 年度、22 年度の 2 ヶ年における被保険者の負担を国費により軽減を図るため、国から兵庫県国民健康保険団体連合会を経由して交付される臨時特例交付金であります。また、老人保健医療費拠出金還付金 899 万 4,006 円は、平成 20 年 3 月以前のレセプトに係る過誤調整分として 21 年度に支出した拠出金について、過払いとなった分が還付されたものであります。

歳入総額 32 億 5,856 万 7,297 円に対し、歳出総額は 30 億 8,847 万 3,625 円で、歳入歳出差引額 1 億 7,009 万 3,672 円を翌年度に繰越しいたします。

現在、国において後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者のための新たな医療制度の創設について検討がなされておりますが、東日本大震災後、政治が一層混迷の様相を深める中、7 月 21 日に厚生労働省が高齢者医療制度改革法案の提出時期を来年の通常国会以降に先送りし、社会保障と税の一体改革に伴う医療保険制度改革法案の提出時期と合わせる考えを示しております。

既に、平成 25 年 3 月の制度改正時期が、26 年 3 月に修正されるなど、今後も動向を一層注視するとともに、年々増加する医療費と、景気低迷に伴う保険税収入減という非常に厳しい状況下においても、国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、医療費抑制対策や保健事業を、関係部署と連携しつつ取り組んでいく所存でございます。